

令和 4 年(2022 年) 10 月 5 日

豊中市長 様

豊中市男女共同参画苦情処理委員会

北 嶋 紀 子

天 野 陽 子

野 瀬 正 治

豊中市男女共同参画苦情処理委員会年次報告書(令和 3 年度 (2021 年度))

豊中市男女共同参画苦情処理委員会規則第 15 条第 1 項の規定に基づき、下段のとおり報告します。

1. 苦情処理制度の概要

豊中市男女共同参画苦情処理委員会は、人権侵害等による苦情の処理等を行う公正・中立な第三者機関として、下記の申出があったときは、調査し、必要があれば助言、調整・あっせん、是正の要望、勧告（市の施策のみ）または、意見表明を行います。

(1) 市または国・大阪府が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の申出

(2) 性別による差別的な扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合における苦情・救済の申出

また、当委員会による調整・あっせん等が不調に終わり、申出人が訴訟等による解決を希望した場合には、訴訟資金の調達が困難であるなど一定の要件のもとで訴訟等に係わる資金を貸し付ける制度を豊中市が設けています。当委員会は、「豊中市訴訟等に係る資金の貸付けに関する条例施行規則」第 6 条第 2 項の規定により、訴訟等の資金貸付けの可否について審議し、市長に意見を述べる役割も併せて担っています。

2. 苦情処理制度の運用状況

(1) 相談・申出の受付状況

	件数	男女共同参画に関すること		その他
		①行政の施策・業務等 に関すること	②私人間に関すること	
事前相談※1	22	0	20	2
申出受付※2	0	0	0	0

※1 のべ件数, ※2 正式に申出書の提出があったもの

[男女共同参画に関する事前相談の内訳]

① 行政の施策・業務等に関すること

内 容	のべ相談件数 (案件数)
合 計	0 件 (0 件)

② 私人間に関すること

内 容	のべ相談件数（案件数）
職場の問題	1 件（1 件）
パワーハラスメント	1 件（1 件）
マタニティハラスメント	1 4 件（2 件）
家庭内の問題	5 件（3 件）
その他	1 件（1 件）
合 計	2 2 件（8 件）

（２）申出の処理状況

前年度からの繰越	受付件数	処理終了	次年度への繰越
—	—	—	—

（３）男女共同参画訴訟等資金貸付の可否についての審議状況

審議件数 0 件

3. 苦情処理委員会の会議開催状況及び調査の経過

開催日・経過	案 件
6 月 29 日	・相談状況について ・令和 2 年度（2020 年度）年次報告書(案)について ・会議開催のあり方について ・広報活動の改善について ・リモート会議について

4. 総括

令和 3 年度は広報活動としてホームページの掲載をはじめ、リーフレットを市役所や市内の公共施設等計 48 か所に配架し、市民向けの講座や職員研修時の案内により、苦情処理委員会の取組内容の周知に努めました。事前相談件数（案件数）8 件、のべ相談件数は 22 件と、昨年度（令和 2 年度）と比較して増加しました。これは、専門調査員が相談者一人ひとりに寄り添って相談支援を行った結果だと考えています。

内容は、行政等の業務、施策等に関する相談はなく、私人間についての相談のみで、専門調査員による傾聴と主訴の確認、そして情報提供やアドバイスを行うことで終了しました。行政等の業務、施策等に関する苦情申出と異なり、個人が私人間のことで申出まで至るのはハードルが高いものと推察しています。ただし、いざという時に多様な相談場所があることは、相談者にとって、安心につながると考えます。

一方で性別による差別的取扱いについての社会的な関心は高まっており、潜在的な相談ニーズがあると想定されることから、案件の掘り起こしにつながるよう、効果的な広報に取り組むとともに、相談や苦情に迅速、広く対処するため、電話及びメールでの従来の相談に加え、オンラインを活用した相談体制の検討が必要と考えています。

市は令和 4 年 2 月に第 3 次男女共同参画計画を策定しています。女性は、性別役割分担意識が社会に根強く残っていることから、不利な立場に立たされやすく、コロナ禍でもその影響を大きく受けている現状があります。だれもが性別にかかわらず、その個性と能力を発揮することができる社会の実現に向け、施策を推進する必要があり、相談機能を持つ当苦情処理制度について、多様なツールを用いて周知広報を図り、相談窓口の利用の促進につなげていきます。